



謹賀新年

皆様にはお元気で二〇〇六年をお迎えになったことと
拝察いたします。

東京南部法律事務所の一同も、健康で越年いたしました。忙しく活動しておりますが、そのなかで、二世の誕生があったり、弁護士会の役員の重責を無事果たしたり、困難な訴訟事件に参加したり、平和憲法を護る運動を主唱したりしてきました。事務所に対する皆様のご支援があればこそです。

ところで、半藤一利さんの「昭和史」をお読みになった方も多いと思いますが、著者は、「むすびの章」で、昭和史二十年の教訓の第一にあげているのは、「国民的熱狂をつくってはいけない。その国民的熱狂に流されてしまつてはいけない。ひとこと言えば、時の勢いに駆り立てられてはいけないということです」と述べられ、さらに「昭和史全体をみますと、なんと日本人は熱狂したことか。マスコミにあおられ、いったん燃え上がつてしまつたと熱狂そのものが権威をもちはじめ不動のもののように人びとを引っ張つてゆき、流してきました」とされています。

忙しい日々を過ごしていると、「待てよ。これでいいのか」と立ち止まつて考えるいとまはないかもしれません。それと、「考えてもしょうがない」とあきらめてしまいます。この国は、どうなっていくのか。最愛の人達の行く末はどうなるのか。時のいきおいに駆り立てられないように、どうすればよいのか年の初めに、心に決めることにします。

二〇〇六年元旦



向 武男

- | | | | | |
|------|-------|------|------|-------|
| 弁護士 | 坂井興一 | 塚原英治 | 船尾 徹 | 安原幸彦 |
| 大森夏織 | 佐藤誠一 | 長尾詩子 | 堀 浩介 | 山口 泉 |
| 海部幸造 | 芝田佳宜 | 永野 靖 | 宮川泰彦 | 事務局一同 |
| 清見 栄 | 杉尾健太郎 | 早瀬 薫 | 向 武男 | |



日本航空 客室乗務員 岩本章子さん

裁判所がくも膜下出血を 労災と認める!!

弁護士 永野 靖

日本航空株式会社に1996年12月に入社し、客室乗務員（いわゆる「スチュワーデス」）として勤務してきた岩本章子さんが、1996年5月29日未明に滞在先の香港のホテルで脳動脈瘤破裂に伴う大量出血によるくも膜下出血を発症しました。幸い一命はとりとめたものの、現在も右半身が麻痺して杖をつけて歩く状態で、言語も不自由です。岩本さんは労災を申請しましたが、成田労働基準監督署長が労災にはあたらないと不支給処分決定を下したため、2000年12月1日千葉地方裁判所に行政訴訟を提起したところ、千葉地方裁判所は2005年9月27日、岩本さんの主張をほぼ全面的に認めて処分の取り消しを命じました。

す。接客業のストレスによる精神的負担のみならず、不自然な姿勢で飲食物を用意したり重いカートを押して行う機内サービス等のため、腰痛に悩む客室乗務員も多く、身体的な負担も相当なものです。そして、今回の裁判で特に問題になったのが、時差や早朝・深夜・徹夜勤務などの不規則勤務、長時間勤務により睡眠の質・量が劣悪化し、疲労が蓄積して、くも膜下出血発症に至ったという点です。国際線客室乗務員は、例えばニューヨーク便、シドニー便、ロサンゼルス・サンパウロ便、ケアンズ・ブリスベーン便、フランクフルト便等々、時差も気候も乗務時間も全く異なる世界各地に飛ぶため、朝7時頃起きて夜12時頃眠るといった生活リズムを作ることが全くで

きません。例えば、ニューヨーク便の場合、日本とニューヨークでは昼夜が逆転しているため、勤務時間は往路は午前10時15分から翌日の午前1時30分まで、復路は午前0時40分から午後5時30分まで（いずれも日本時間）と極めて不規則で、かつ深夜勤務を強いられます。その結果、国際線客室乗務員は良質の睡眠を取ることができず、疲労が蓄積していくのです。今回の訴訟では医師の協力によって、睡眠の質・量の劣悪さが睡眠時血圧の低下を妨げ、脳動脈瘤の脆弱化と破裂につながるのだということも明らかになりました。

国側は、岩本さんの勤務時間は就業規則の範囲内であるから業務が過重であるとは言えないと主張しましたが、今回の判決の意義は、たんに量的な労働時間の

17.9.28付 しんぶん赤旗



17・9・28付 朝日



平成18年4月1日から 労働審判制度が スタートします!!



弁護士 堀 浩介

労働審判制とは？

本年4月1日から、各地の地方裁判所（本庁）において、労働審判制度が開始します。

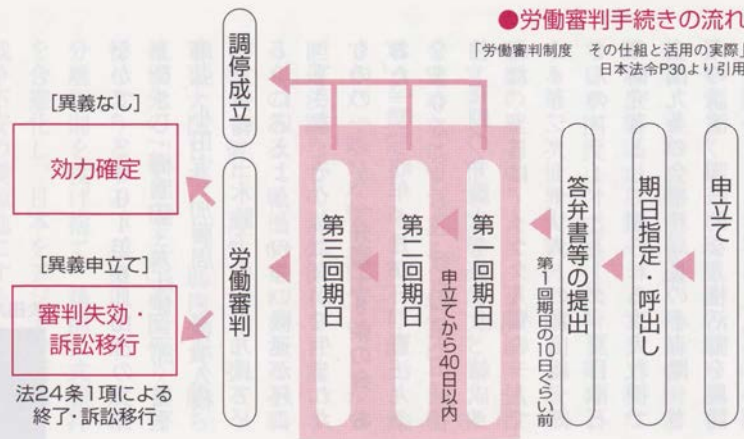
これは、民間の使用者とそこに雇われる労働者個人との間に法律上の紛争（例：解雇、残業代の未払など）が生じた場合に、①労働審判官（地方裁判所の裁判官）とともに、労使から選出された非職業的な労働審判員（労働者については、連合や全労連などを出身母体とする審判員が選ばれます）が、②3回以内の期日で調停を試みるとともに、③調停が成立しない場合には、労働審判官、労使の労働審判員の三者が、合議に基づいて、「審理の結果求められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて」、「事案の実情に即した解決をするために必要な審判」を行うものです。当事者のいずれでもその審判に異議を出せば、審判の効力は失われますが、その場合には自動的に審判の申立時に訴訟を起すこととなりますので、使用者が審判を受け入れる可能性は高いと言えるでしょう。

労働審判制度の特徴は、3つのS、すなわち、Speedy = 迅速（最大3回の期日。東京地裁では、審判の中立から3か月程度で調停が成立するか、審判が下されることを想定しています）、Specialized = 専門性（労働審判員の参加により、労使の実情に通じた解決がもたらされるでしょう）、Suitable = 紛争の実態に即した解決（当事者が最も望む形で調停が成立するか、審判が下されることを目指しています）、という点に求められます。

この手続の概略を図示すると、以下のようになります。

●労働審判手続の流れ

〔労働審判制度 その仕組みと活用の実例〕
日本法令P30より引用



どのような場合にこの手続を利用するの？

この手続は、比較的簡単な紛争について、裁判にまで訴えることなく、早期に解決することを希望する場合にふさわしい手続といえます。

たとえば、違法に解雇されたものの、復職を求める意思のない労働者が、一定の金銭をもらって紛争を解決しようとする場合、使用者により一方的に賃金を切り下げられてしまった場合、いじめ・嫌がらせの

配転・出向の効力を争う場合などにこの手続を使うことは有効でしょう。

反面、労働組合と使用者の紛争、公務員の紛争はこの手続の対象外ですし、複雑な争点を含み、使用者が争うことが明らかであって、3回の期日では事案の味が十分に明らかにならないような紛争については、この手続によるべきではないでしょう。

実際、申立てを行うには？

裁判所に納める費用は民事調停の費用に準じます。例えば、解雇を理由に300万円円の損害賠償を求めるといった場合には、裁判所に納める費用は、1万円円の印紙代と郵便切手代程度です。

現在、書店に行けば、申立書のひな形を載せた書籍が売られており参考になります。申立書には自分の考えることを筋道を立てて書き、必要と思う証拠は全てそろえて裁判所に提出しましょう。期日には、書面を用意する必要はなく、口頭で自分の主張を審判官や審判員にぶつけ、質問があればそれにどんどん答えて、大いに自分の権利を主張して下さい。

また現在、裁判所は弁護士を代理人に立てることを希望しています。弁護士を立てれば、十分に労働者の主張を審判官、審判員に主張し、必要な証拠についても的確なアドバイスをしてくれるでしょう。問題は弁護士の費用の点ですが、労働審判を申し立ててみたいとお考えの方は、当事務所に遠慮なくご相談下さい。お話し合いの上で、決めていきたいと思えます。



九条正念場

分かれ道の年

弁護士 坂井 興一

大同結集を！

戦後60年が経ち、今度は1946年11月3日に日本国憲法が制定されて60年目の年がやってきた。日本の平和にとって記念すべきこの日々は然し、戦争国家への分かれ道の日々になっていく。昨年10月28日に発表の自民党「新憲法草案」(政権党草案とはいえず、私党私案には違わないので、以下、単に私案という。)では、9条1項の恒久平和と戦争放棄を維持すると言いつつ、新たな9条の2の「日本国自衛軍軍隊が、国際協調」という名の下に唯一覇権国アメリカ軍と共同軍事作戦行動を取る。「集団的自衛権」が承認され、自衛権の名の下に世界のどこでも、先制攻撃も辞さない。靖国公式参拝をも合憲

化しようとする小泉内閣の東アジアへ向けての更なる緊張信号発信の手始めは、「憲法改悪」へ向けての国民投票法案上程。今や、昨年9月11日総選挙で郵政一辺倒小泉支持であったか否か、政権準備党支持であったか否かを棚上げしてでも、「戦争は二度とご免!」、「憲法九条を守ろう!」の一点で心をあわせての大同結集が求められている。

様々な運動

大田区では「大田憲法会議」・「平和のための戦争資料展」や、「原爆症認定訴訟」・「残留孤児訴訟」支援運動等、様々な角度から憲法を守り、平和な日本をめざす運動が繰り広げられていた。然し、憲法情勢悪化の

大田九条の会結成総会の様子



大田九条の会
<http://oota-kenpo9.main.jp/>

なかで、2004年6月10日の、井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子の中央九氏アピールに応えようとの強い機運が起ってきた。そうしたなかで生まれたものの一つが、「**弁護士9条の会**・おた」で、昨年5月26日、憲法九条をまもることを一致点に大田区在住・在勤の弁護士が集まり、結成された。当日は、イラク人質の一人でフォトジャーナリストの郡山総一郎さんのスライドとトーク、夏目漱石の研究者として知られる東大教授で全国九条の会事務局長の小森陽一さんの講演、国際的な人権活動を展開する土井香苗さん(憲法を守る若手弁護士)の司会で、蒲田東口のアプリコ地下ホールに400人の

方々が熱心に聞き入った。案内のポスターとピラは郡山さん撮影の子どもの写真を使い、「あれ、いいね。うちにも貼りたいよね!」とうわさになるほどだった。参加者は小さなお子さん連れのお母さんや若い人が多く、人数も予想を超え、主催者一同の感激もひときわであった。その後、自民党私案分析の学習会、沖縄戦体験の儀同保弁護士のお話を聞く会などを行っている。

新たな高まり

そして同じアプリコ大ホールでの「**大田九条の会**」結成が10月6日。区内には、たまがわ・新蒲田・糀谷・大森西などの地域九条の会や、一人一人の会、女性の会、働く者の九条の

*ホームページあります。ご覧下さい



弁護士9条の会・おた
<http://lawyer-a9.main.jp/>



会など、20近くの九条の会がある。

これら九条の会のネットワークとして、当日、1350人の東京都の区レベルでは最多人数のご参加と賛同での結成で、作家の井上ひさしさん・澤地久枝さん、また、女優の吉永小百合さんや天文学者の海部宜男さんにメッセージを寄せて頂いた。50余人のよびかけ人・多数の賛同者の方々・区内各九条の会の方々の参加により、「大田九条の会」申し合わせが承認され、発会が宣言された。会は、九氏アピールに比べ、憲法九条を守る一点で集い、対等・平等の立場から会長も代表も置かないが、区内の様々な団体・有志が、賛同者世話人やボランティア事務局として運動をお手伝いすることになった。発会記念講演では、「真珠の首飾り」等の憲法劇を手掛けている脚本家のジエームス・三木さんが、平和の大切

さと国際的な文化交流の重要性を訴えられ、その後、女流評論家で吉屋信子の研究家などで知られる吉武輝子さんと大田区再登板の小森陽一さんを加えて、9条や憲法24条の両性の平等・国民主権・個人の尊厳といった憲法の重要テーマを笑いを交えながら鼎談して頂いた。集いでは、区内有志によるジャズ演奏や「平和を歌う区民の会」の合唱に参加者全員が合唱したり、区内各九条の会の皆さんが壇上でアピールするなど、印象的な出し物が多々あった。歌はジエームス・三木さんの「わたし（日本国憲法）を褒めてください」、講師の小森さんのお母さん作の「青い空」で、当日の会場カンパも70万円近く集まり、また、感激し、激励された等の感想も多数寄せられていた。

戦争する国に

冒頭のように私案は、「改憲」の限界を大きく超え、現憲法の最も基本的な、平和・民主・人権・福祉の国家原理を根底から覆そうとする。私たち日本国民は、広島・長崎を始めとする第二次世界大戦における多数の悲劇の反省のうえに、平和国家建設を宣言し、日本国憲法前文と第九条を定めたはずである。私案は「自衛軍」を規定し、今まで不可能とされてきた武力攻撃自衛軍の、しかも国連決議なしの海外派兵を可能にするものがある。戦後60年にわたる不戦の誓いを破り、海外で武力を振るう軍事大国日本にし、弱肉強食・勝ち組優先の「新自由主義」の国作りを強行しようとする。私案はまた、政教分離原則を投げ捨て、靖国公式参拝を合憲化し、日本をアジアの緊張と戦争不安の震源地にする。憲法九条は世界に誇れるものであり、私たちは他国に日本の戦闘部隊を送り、他国の人々を傷つけることを許したくはない。その願いを踏みにじり、今、イラクなどでのブッシュの戦争の前線で積極的に戦闘行為を行い、侵略戦争への荷担を可能にし、結果、日本が手を結ぶべきアジア諸国に大きな不信と不安をもたらし、友好を大きく損ない、平和を危うくしようとしている。

危険な内容

私案はまた、「公共の福祉」から「公益および公の秩序」に言葉を変えて人権制約理由を拡大し、基本的人権の保障全体を根底から危うくしている。私案は総理大臣の権限を強化して国会審議を形骸化させ、政党条項により政党組織への介入に道を開いている。私案は財政民主主義を損ない、地方自治での住民投票制度を削除し、住民の負担義務を規定するなど、ここでも新自由主義的構造改革強行を表明し、福祉・民主主義国家の理念に逆行している。しかも私案は、改正要件を両議院の1/2の賛成に緩和し、更なる憲法改悪にも道を開こうとする。私案の前文は、近代立憲主義から逸脱し、権力者の義務ではなく国民の義務を強調し、平和・人権・福祉国家の理念をかなぐり捨て、軍事大国・新自由主義国家へ向けて風穴を大きく開けようとするものである。

私たちの願い

私案による改憲をさせるわけにはいきません。私たちは、平和と憲法九条を守るために、政党党派の支持の違いを乗り越え、多くの皆様とともに、力を尽くします。皆様のご理解・ご協力を衷心より願っております。

布川事件、 再審の舞台へ

弁護士 佐藤 誠一

1967年8月30日の朝、千葉県利根町布川で独り暮らしの老人が自宅で殺害されているのが発見されました。別件で逮捕された桜井さんと杉山さんの二人が、警察の取調で「自白」を強要され、その自白を根拠に、裁判で無期懲役の判決を受け、最高裁まで争いましたが、有罪判決はくつがえることはありませんでした。

二人は、29年間も刑務所に囚われた末に、1996年11月、仮釈放となりました。この事件では物的証拠が一つもなく目撃者もいなかったため、「自白」をどう見るか、が裁判の最大の争点になりました。日弁連では、この「自白」は信用できないとして、桜井さんらの無罪を明らかにするため、早くから裁判の支援をしてきました。

長い間の苦勞が実り、昨年9月

21日、2度目の再審請求について、水戸地裁土浦支部で、再審開始決定が出されました。

この再審請求では、当事務所にかつて在籍し、2003年に逝去された、山川豊弁護士も弁護団に参加していました。山川弁護士は、手術が不可能な肝臓がんであることが判明した後、病をおして法医学者に対する重要な証人尋問に立ち会い、「おれはやったぞ。あとは頼んだ。」と言い残し、翌月亡くなったのです。山川弁護士の働きなくしては、今回の再審開始決定を得ることはできなかったでしょう。

その後検察が再審開始決定に異議を出したため、東京高等裁判所でさらに闘いは継続しています。私たちは、桜井さん、杉山さんを今後とも支援して行く決意です。



最近面白かった本編

「イン・ザ・プール」

文芸春秋

「ララピポ」

幻冬舎

弁護士 大森 夏織

「泣ける」映画や本がはやっていきますが、泣かせるより笑わせるほうが、数段難しく、才能が必要ではないでしょうか。この2冊は、「空中ブランコ」で一年直木賞を受賞した、奥田英朗の小説です。バカ笑いしたので、読んで損はありません。

「イン・ザ・プール」は、注射フェチでマザコン、でぶで特異性格の精神科医を主人公とする連作で、爽快かつ心温まる読後感が得られます。続編「空中ブランコ」とあわせてお読みください。

「ララピポ」も、作者のほとぼるす才能が心地よい傑作です。タイトルの意味を知ったときには感動を覚えました。ただし、本の帯にあるように、内容が極めて「お下劣」なので、「紳士淑女」と18歳未満にはお奨めできません。とはいえず、作品と文章は品格があります。善人の青年がイラクで首を刎ねられても「自己責任」と言い放つたり、経団連会長（当時）が武器を売ったがったり、2世3世政治家が、金もコネもない貧乏人に「自



新 人 紹 介



弁護士 芝田佳宜



- 趣味
バトミントン・読書
- 特技
いつでも、どこでも寝られること
- 好きな食べ物 すいか
- 好きなことば 喉元過ぎれば熱さを忘れる
- 好きなタイプ 小倉優子
- 最近のマイブーム
英語（昨年旅行したインドで話せなかったの）

ごあいさつ

どうも初めまして。昨年10月から東京南部法律事務所
で弁護士として働き始めることになりました、芝田佳宜
(しばたよしのり)と申します。

南部事務所との出会いは、修習が始まる前に参加した
日本航空の労働事件の事件説明会でした。当時、私は京
都に住んでいたのですが、飛行機のパイロットを間近で見
られるという軽薄な理由もあって、この勉強会に参加す
るために新幹線で出てきたものでした。そこで、興味深い
事件と洗練された物腰の弁護士たち（その時はその様に
感じたのです）、きれいなビルにある事務所が気に入り、
めでたく南部事務所に入ることになりました。

私は、親が転勤族だった等などの理由で、各地を転々
としてきました（札幌→千葉→京都→熊本）が、東京は
通った高校があった以外はあまり縁がありませんでした。
大田区も最近まで「太田区」と書いていました。

まだまだ勉強不足で勝手が分からないことも多々ある
と思いますので、皆さまのご指導、ご鞭撻を賜れますよ
う、何卒宜しくお願い致します。

事務局 永井佐代子



- 趣味
アウトドア全般
- 特技
夜更かし
- 好きな食べ物
和食
- 好きなタイプ
底の知らない人
- 最近のマイブーム
ピラティス、ヨガ

ごあいさつ

初めまして。受付担当として働いております永
井と申します。

住まいが北東京ということで、南部事務所へは
毎日東京縦断をしつつ通っております。

この事務所では、幅広い事件を扱っているの
で、いらっしゃるお客様も多く、また弁護士も多種多
様（笑）ですので毎日が目まぐるしく過ぎ去って
いくといった感じです。しかしその分、やりがい
も学ぶことも多くあります。

受付というお仕事はお客様方と弁護士とを繋ぐパ
イプ役だと思っております。事務所にいらっしゃる
様々な問題を抱えた方々の一助になりたいという初
心を忘れず、丁寧に正確な対応ができるよう、そし
て太くて安心できるパイプ役となれるよう日々努め
てまいりますのでよろしくごお願い申し上げます。

～私の修習日記～

59期司法修習生 小西 透

私は、昨年10月から3ヶ月間、司法修
習生として、東京南部法律事務所
で修習させて頂いておりました。想像以上に3ヶ月
という期間は短く、また充実したものでした。

弁護士の仕事、というのを間近に拝見
するのは初めてでしたが、法的な問題に対
して依頼者の立場から最善の解決を目指
し、精力的に活動する事務所の先生方の
姿に日々感銘を受けていました。今までは
机上の学習が多かったの、真剣に悩ん

でいらっしゃる依頼者の姿を見て、何とか
力になりたい、という気持ちが自然と湧き
上がるものなのだと思感できたことは大き
な収穫でした。そういう想いが、先生方、
事務局の方々の溢れんばかりのエネルギ
ーの源泉になっているのでしょう。

まだまだ未熟で学ばなければならないこ
とも数多くありますが、早くひとかどの法
曹として社会に貢献できるようになるため、
今後も修習に勤しんでいきたいという思い
を強くしております。

- 趣味
観劇、映画鑑賞
- 特技
早口言葉
- 好きな食べ物
ピザ・お好み焼き
- 好きなことば
転んでもただでは起きない
- 好きなタイプ
コロコロ変わる
- 最近のマイブーム
色々なサプリメントを試すこと



事務所から

① 就任いたしました

この度、当事務所の堀浩介弁護士が労
働弁護団事務局長に就任いたしました。
どうぞよろしくごお願い申し上げます。

② 事務所休業のお知らせ

年始の業務は1月6日（金）午前
10時からです。

③ 法律相談のご案内

法律相談は月曜日～金曜日、午前10
時～午後5時の間で行っております。
ご相談の際は、あらかじめお電話でご
予約下さい。

電話受付 午前10時～午後6時
法律相談料 30分 5250円（税込）



羽田七福いなりめぐり

多摩川の河口、羽田空港に程近い場所で、7つの稲荷神社を参拝して1年の福徳を願う、そんな風習があると知り、それならば！と早速足を運んでみることにしました。



総距離約5.5km、
時間にして約2時間。



1 東官守稲荷神社

（萩中1・5・18・身体安全）
スタートは京浜急行 空港線糀谷駅。昔懐かしい店舗に気持ちも和む糀谷商店街を抜け、



萩中通りにはいると萩中神社に到着。境内の奥にはお目当ての東官守稲荷神社。昔は海に向かって建てられ、海の仕事の安全を祈る守護神として村人たちの信仰を集めていたそうです。

2 妙法稲荷神社

（本羽田1・12・9・招福厄除）
元氣な子供たちの声がする出雲小学校のちょうど裏手辺りに発見！



境内の松の太木には白蛇が棲み、神の使いと云われたことから、蛇稲荷とも呼ばれ信仰を集めていたそうです。

3 重幸稲荷神社

（本羽田1・7・14・開運長寿）
たびたび起った多摩川の氾濫から田畑を守り、五穀豊穡を祈って村人たちによって建てられたのがこの神社。こ



こだけなぜ周より少し高台にあるのかと思えば、社前の道路は旧六郷土堤で、現在の社の高さが旧堤防の高さであった為だとのこと！ナルホド。

4 高山稲荷神社

（本羽田3・12・2・学業成就）
一度多摩川へ出て、風も気持ちがいいサイクリングロードを歩き、本羽田公園の手前で土手を降りると赤い鳥居が見えてきた！ 飛騨高山の大きによ



って建てられたことから高山稲荷と呼ばれるようになったそうです。

5 鷗稲荷神社

（羽田6・20・10・開運招福）
産業道路の下をくぐり再び多摩川沿いを河口に向かって歩くと、右手に羽田



の渡し跡を記した石碑。さらに進み左手に見える住宅街の狭い路地を入っていくとつきあたりにもまた赤い鳥居が！ その昔、漁師たちが祈願をするとかもめが飛来し大漁であったと云うことから、かもめを大漁の兆しとして崇め、以後鷗稲荷と呼ばれるようになったそうです。

6 白魚稲荷神社

（羽田5・27・8・無病息災）
潮の香りを感じながら多摩川の河口を背にして、今度は海老取川沿いを少し上る。この七福いなりめぐりも終わりに近づいている様子。



多摩川の砂利砂採取が行われるようになった頃、この事業に従事する人たちの信仰を受け、社頭は大いに盛んであったそう。また、この付近は昔わらび屋根が多く、漁師町特有の建て込んだ家並から、火事が起らないよう祈願する人も多く火伏せの神様としても信仰があったそうです。

7 穴守稲荷神社

（羽田5・2・7・家内安全、交通安全、心願成就、商売繁盛）
ここが七福いなりめぐりのゴール！

さすが終点ともいべき立派な境内。元々は風浪の害から守るため、今の羽田空港の敷地内に祀られていたのだが、昭和20年終戦後アメリカ軍による空港拡張のために現在地に遷座したとのこと。しかし終戦当時から数々の神秘的現象が起ったため恐れられ、取り壊されず活きた大鳥居は、今でも空港の入口に聳えている。空の安全を願って訪れる人も多く、飛行機の絵が刺繍された旅行安全守は特に人気だとか。



その昔、この辺りは半農半漁の人たちが多く暮らしていた場所のため、それぞれの神社も生活に根ざした信仰を集めているのが興味深い。今でも地域に根ざした神社の雰囲気が残っており、なんともほのぼのとしてしまう。
毎年1月1日から5日までの5日間、各神社で御朱印を受けて7つ集めると、ゴールで記念品(お神酒など)がもらえるとのこと。1年の幸福を願い、昔を偲ばせる町の雰囲気になりながら、ふらっと立ち寄るお店で休憩したり、多摩川の風にあたりながらほっとできる散歩も悪くない。しかも最後はお酒つき!!
さて、今回は残念ながらその時期ではなかったので仕方ない、羽田沖で獲れた魚と羽田の主人の語りをつまみに一杯いくとしようか…
(事務局 永井佐代子)

ちょっと寄道

羽田は多摩川と東京湾の水が混ざりあって良いプランクトンが発生するため、魚が美味しいそう。昔は多種にわたる魚介類が捕獲されたそうだが、今でもハセやアイナメ、アナゴなど獲れるのだとか。大田で水揚げがあったとはビックリ!

●千世
羽田3-2-4 03-3744-1590
主人自ら、店を開ける前や休日に魚に出て羽田沖で釣り上げた新鮮なタコ料理をいただけるお店。そのため水揚げされたかどうかの事前確認が必要かも。

●食通ゆたか
羽田4-22-9 03-3741-2802
東京湾で獲れた江戸前の魚にこだわる天ぷら屋さん。店内には著名人の色紙が飾られており、地元でも有名な食処だとか。